

第10回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市の事務所の位置検討小委員会

日時：平成15年10月20日（金）午後5時

場所：西条市役所5階会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 継続審議事項

新庁舎建設の場所について（継続）

(2) 新規審議事項

小委員会報告について

3. 閉会

出席委員

石川 昭司	近藤 經美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	越智 宏司	徳永 英光	徳永 求
塩崎 武司	渡邊 良一	越智 哲雄	青野 久美

真鍋局長	<p>それでは、委員の皆様方にはご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会の第10回会議を開会いたします。</p> <p>なお、本日の小委員会は、通常の協議会と同様に、行政関係者も同室しておりますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>会議の開催につきましては、小委員会規程第5条第2項によりまして、半数以上の出席が必要ということでございます。本日の委員参加数は、委員12名全員でございますので、本日の会議が成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>それではただいまから議事に入りたいと思いますが、小委員会の議長は、小委員会規程第5条3項の規定によりまして、委員長が務めることになっております。それでは、徳永委員長、よろしくお願い申し上げます。</p>
徳永議長	<p>それでは、前回に引き続き会議を開きます。</p> <p>審議事項は、継続審議事項の「新庁舎建設の場所について」を議題とし、審議に入ります。なお本件は、前回確認いただいたように、本日結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>結論につきましては、できる限り全会一致でお願いできれば、幸いです。やむをえない場合は、3分の以上の賛成の採決がございますが、できましたら、話し合いの上でスムーズな結論を出</p>

徳永議長	<p>したいと思っていますので、よろしくお願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>再開いたします。</p> <p>委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでも発言をお願いします。</p>
越智副委員長	<p>この小委員会もですね、10回を重ねてございまして、それぞれ論議をつくされてきたと思います。東予市におきましても8回の特別委員会を開催して議論をいたしました。</p> <p>委員長の方から本日は結論を出したいという意見がございましたが、私は3案ある中の第2案の「新庁舎建設の場所は西条市内とする。ただし、4市町からの交通の事情や市民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿いに適地を求め建設する。」という案で、進めていただきたいと、このように思います。</p>
徳永議長	<p>東予市議会議長、副委員長であります越智委員より第2案でどうかという意見がありましたが、その他の方のご意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
徳永議長	<p>ご意見がないようでしたら、委員のみなさんのご意見がまとまっ</p>

<p>徳永議長</p> <p>真鍋局長</p> <p>徳永議長</p>	<p>たということで、審議事項第1、新庁舎建設の場所については、</p> <p>新庁舎建設の場所は西条市内とする。ただし、4市町からの交通の事情や市民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿いに適地を求め建設する。」ということで、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、ただいま申し上げました第2案で決定いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第2案ということになったわけなんです、新庁舎建設の場所は、西条市内とする、新庁舎建設の時期は10年以内に建設するという、名称も西条市とするということに今回決定したわけですが、建設する場合、西条市となりますと、2市2町全域が西条市ととられないか、場合によりましたら、「合併前の西条市とする。」としたほうがよりわかるのではないかと、この件は、今日事務局の方で相談しよったわけなんです、そこらへんの所を明確にする必要があるのかどうか、ちょっとその事をお諮りをお願いしたいと思います。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>《暫時休憩》</p>

徳永議長	再開します。
石川委員	他にも今までに確認した中に、西条市の例によるという言い方を してきている。協議会の中でも、それは合併前の西条市の例による とは書いていない。どうなっているのか。
事務局	合併時に、即やるやつは西条市の例とか、東予市の例とか丹原町 の例によるとなっています。議員さんの選挙区とか農業委員さんの 選挙区とかは合併後にできますので、それは、合併前のと入れてお ります。それと、論議しているときはまだ西条市という名前が決ま っていない時でしたので、これを事務局が考えますのは、新庁舎建 設の時期は10年以内でしょ、その頃に検討したときに、西条市内 とするとなっていると、2市2町がすべて西条市となっているので、 ちょっと解釈を間違わんようにするためには、表現しておいたほう がわかりやすいのではないかとというのが事務局の意見がありました。 今日、決めていただきましたら、ここでちょっとご審議してい ただいてと考えております。
越智委員	どういうふうにするのが適当なのか。
事務局	表現するとしたら、合併前の西条市とし、今の西条市内とするの が適当ではないかと。
徳永議長	そこいらは、次の24日の合併協議会で委員長報告があると思う

	<p>んですが、文言については事務局に調べていただいて、報告するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
事務局長	<p>それでは、これをもちまして合併協議会から付託されました案件につきましてはすべて結論を出すことができました。本日、合併協議会から付託されました案件につきましてすべて結論を出していただいたわけですが、新市の事務所の位置検討小委員会報告の検討を行う必要がございます。本日、この案件を追加議事としていただきたいのですが、よろしく願いいたします。</p>
徳永議長	<p>ただ今、事務局から追加議事といたしたいという提案がございました。委員の皆様、いかがいたしましょう。追加議事として承認をすることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
徳永議長	<p>では、承認をすることに決定をいたします。事務局から資料の配付がございますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただ今事務局から配付されました第10回会議資料(その2)に基づきまして、審議を継続したいと思いますので、よろしく願いします。</p> <p>審議事項の「小委員会の報告について」を議題といたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、今回審議していただく事務所の位置検討小委員会報告書を読み上げます。まず、小委員会報告書の1ページをご覧ください。</p> <p>新市の事務所の位置検討小委員会報告。新市の事務所の位置検討小委員会は、平成14年10月7日に開催された第1回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会において、新市の事務所の位置選定に関する事項について、調査および審議を行うため設置された。小委員会委員は、2市2町の議会議長、助役並びに学識経験者(1名)が選任され、計12名で構成された。</p> <p>小委員会は、新市の事務所の位置、事務所の事務の方式、新庁舎建設の是非及び建設の場所についての審議を行うため、10回開催された。</p> <p>事務所の位置については、地方自治法第4条第2項の「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。」という規定を参考に審議を行い、総合支所方式の場合の本庁として、企画管理部門等の職員が収容できる庁舎の候補に、西条市役所と東予市役所を挙げ、検討を行った結果、新庁舎建設までの間は現在の西条市役所とするという結論となった。</p> <p>なお、西条市役所を本庁とする場合に、駐車場の拡張整備について要望があった。</p> <p>事務所の事務の方式については、合併のメリットである行財政改革を進め、職員の削減や効率化を図るためには本庁方式を目標にするのが基本である。しかしながら、現実的に見ると、現在の4箇所</p>
------------	--

	<p>の庁舎では、本庁機能に該当する職員全員を収容することは物理的に難しいことと、住民に対するサービスの急激な変化を避ける為、既存施設を有効活用して、当分の間は総合支所方式とする結論となった。</p> <p>新庁舎の建設については、合併のメリットを最大限に活かせる本庁方式への移行の為必要である。新市建設計画に新庁舎建設を明記し、合併特例債の適用を受けることのできる10年以内に新庁舎を建設すべきであるという結論となった。</p> <p>新庁舎建設の場所は、これは、今ご審議いただいた分なのですが、合併前の西条市内とする。具体的な場所は新市になってから検討する。合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。新市の成立後、市民の利便性、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス等にも十分配慮し、検討する。という3案の意見が出され、検討を行った結果、新庁舎建設の場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設するという結論となった。</p> <p>以上、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会から付託された新市の事務所の位置選定について、新市の事務所の位置検討小委員会での審議が終了しましたので、報告書をもって報告いたします。</p> <p>以上が報告内容で、続きまして審議経過、第1回から第10回までの日程、場所、審議事項について記入し、次に事務所の位置検討小委員会委員名簿、これは、途中で何人かの委員さんが変わられて</p>

	<p>おりますので、その委員も含めまして記載をしております。以上です。</p>
徳永議長	<p>ただ今、事務局からご説明申し上げました審議事項につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どなたからでも発言をお願いしたいと思います。</p>
石川委員	<p>文言なんですけども、1ページの真中あたり、「なお、西条市役所を本庁とする場合に、駐車場の拡張整備について要望があったことを、付け加えておきます。」とここだけです調なんです。後は全部、構成された、開催された、結論となった、となっていますので、文章上おかしいのではないかと思うのが一つです。案としては、「要望があった。」で切って良いのではないかと思います。</p> <p>もう1件は、その数行下の、段落2つ目、新庁舎建設の是非については、云々とありまして、しなければならない。2行目の最後、「しかしながら補助制度がないため・・・」というのは、こんなことがあるのかどうか。これも省略したんで何も問題がないと思うが、どんなんですか。意味が変わるんですかね。</p>
徳永議長	<p>「しかしながら補助制度がないため・・・」と入れているのは、何か意味がありますか。</p>
事務局	<p>「財源的には有利であることから」という表現に掛かってくる意味がありまして。</p>

石川委員	<p>そんなものは除けばいいのではないか。これは、言わなければいかんのですか。あまり、議論の中でこれはなかったと思いますが。</p>
塩崎委員	<p>今、西条市の助役さんが言った、庁舎建設については補助制度がないため、最初の時にですね、特例債で全部使わんでも、10億円かかるのなら、5億、5億で、後へ繰り延べしてもいいのではと、言ったときに、特例法は10年以内にせんことには、お金が使えるのだと言う事を返事されたのは記憶にあるんですよ。そのために、この文言がついておるのかという解釈をしているんですけども、上の「庁舎建設には補助制度がないため」を除けるんだったら、同じように財源的には有利であるというところから除けて、新市建設計画にということと、新市において合併特例債の適用を受ける10年以内とするということでも同じことだと思いますけども、私が質問したときには、10年以内じゃないといけないという返事はいただいております。</p>
徳永議長	<p>この件につきまして、ここで文言の整理をしよりますと非常に多大なる時間がかかりますので、事務局も今までの委員さんの発言等を考慮しながら、幹事会と相談しながら、報告までに、整理をしていただくということで、いかがでございましょうか。</p> <p>発言に関しましては、私のほうで目を通しまして、これで良しとなりましたら、報告したいと思いますが、委員長に一任いただけませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>

徳永議長	<p>それでは、事務局と幹事会は相談して直してください。</p> <p>それでは、今お話したとおり、審議事項は検討小委員会報告書案のとおりといたしたいと思います。この件につきましては、一部修正がありますが、それは私のほうに一任ということでご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。本日の会議結果は前回の報告と合わせまして、10月24日に開催されます第12回合併協議会において、私のほうから報告させていただきたいと考えています。内容につきましては、私に御一任をお願いします。ご異議、ございませんか。</p> <p>《異議なしの声あり》</p>
徳永議長	<p>ご異議がないようですので、ご承認いただいたものといたします。本日の審議で、協議会から付託されたすべての案件の結論を出すことができました。これも、委員の皆さんが積極的にご審議いただいたお陰であると感謝いたしております。会議の進行にご協力をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。どうも、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>どうも、お疲れ様でございました。ただ今の協議をもちまして、この小委員会の報告を審議いただき、終了いたしました。</p> <p>本日の報告につきましては、10月24日の合併協議会におきまして、小委員会報告をいたすこととなりますが、協議会でご承認いただきましたら、当日、協議案件として提案いたしたいと考えてお</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>りますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、これもちまして第10回新市の事務所の位置検討小委員会を終了させていただきたいと思います。</p> <p>大変どうもありがとうございました。</p>